

## 憲法 Chapter 9

Date

/

Date

/

Date

/



内閣の総辞職等に関する次の記述のうち、憲法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 内閣総理大臣が欠けたときは、内閣は総辞職をしなければならないが、ここにいる「欠けた」には、国会議員たる資格の喪失が含まれる。
- 2 新しい内閣総理大臣が、まだ国务大臣を一人も任命していないうちは、前の内閣が引き続き職務を遂行する。
- 3 内閣は、参議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に参議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
- 4 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、臨時会を召集しなければならない。
- 5 衆議院の解散後の総選挙で、選挙前の内閣の与党が多数を占めて勝利したときには、国会が召集された後であっても内閣は総辞職する必要はない。

正解

1

## [内閣] 内閣の総辞職等

## 1 正しい

憲法70条は、「内閣総理大臣が欠けたとき……は、内閣は、総辞職をしなければならない。」と規定している。ここでいう「欠けたとき」とは、例えば死亡した場合や国会議員となる資格を喪失した場合などが、これに含まれる。これに対して、病気の場合や一時的な生死不明の場合は含まれない。このような場合には、「事故のあるとき」として、内閣総理大臣の臨時代理が置かれることになる（内閣法9条）。

## 2 誤り

憲法71条は、「前2条の場合〔内閣が総辞職した場合〕には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。」と規定している。そして、あらたに内閣総理大臣が任命されれば、いまだ国务大臣を1人も任命していないとしても、内閣総理大臣が1人で内閣の職務を遂行することができる状態になる。したがって、前の内閣が引き続き職務を遂行する必要はない。

## 3 誤り

憲法69条は、「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。」と規定している。参議院に関しては、このような規定はない。

## 4 誤り

憲法54条1項は、「衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。」と規定している。この国会は、「特別会」と呼ばれるものであり、「臨時会」（憲法53条）ではない。

## 5 誤り

憲法70条は、「内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。」と規定している。

以上により、正しいものは**肢1**であり、正解は**1**となる。